

2019 年度新歓期 OIC サークルブース募集冊子

実施日時：4月3日(水)～4月5日(金) 12:00～16:00

受付日時：2月25日(月) 12:00～3月8日(金) 23:55

お問い合わせ先：072-665-2140

メールアドレス：info@r-circle.net

発行元：中央事務局特別事業部

目次

1. 募集内容	3
2. 出展までの流れ.....	4
3. 出展当日の流れ.....	6
4. ビラ配布について	7
5. 音出しについて.....	7
6. 禁止事項	7
7. 企業協賛ガイドライン	9
8. ガイダンスの個別対応	11
9. キャンセル待ち.....	11
10. 出展場所マップ.....	12
11. 受付方法	13
12. 荒天時の対応について	13
13. 個人情報に関する規約	14
14. 提出書類一覧	15
誓約書.....	16
企業協賛に関する誓約書.....	17

全団体必ず提出する書類・・・

▽誓約書 ※捺印必要 (原本1部、コピー1部)

企業協賛を希望する場合・・・

▽企業協賛に関する誓約書

※捺印必要(原本1部、コピー1部)

1. 募集内容

▽サークルブースとは？

各団体につき1ブース(横2.0m×縦2.5m)のスペースに長机1台と椅子3脚)の区画内で団体紹介を行うことが出来る企画のことです。

▽サークルブース実施日時

4月3日(水)・4日(木)・5日(金) 12:00～16:00

▽応募可能な団体

2019年度立命館大学学友会所属団体、プロジェクト団体、各学部自治会

2. 出展までの流れ

① 募集冊子のダウンロード

募集冊子は学友会 HP からダウンロードして下さい。
※必要に応じて企業協賛申請書&企業協賛誓約書へも記入

② 受付 ※受付は WEB 上で行いますのでご注意ください

以下の受付サイトで必要事項を記入して送信して下さい。

URL : <https://pro.form-mailer.jp/fms/6f995a79164461>



▽受付期間 2月25日(月) 12:00～3月8日(金) 23:55

※3月6日(水) 午前1時から午前5時の間はフォームメーカーのサービス停止のため
お使いになれませんので予めご了承下さい。

※詳細はP13の受付方法をご覧ください。

※本募集冊子は OIC の募集冊子となります。受付方法、受付期間等が他のキャンパス
と異なることがあります。

③ 抽選会 出席者⇒ブース責任者、ブース副責任者又は団体責任者

▽日時 3月12日(火)・13日(水) 両日 13:00～17:00

※13時から17時の間に抽選会会場へきてください。(所要時間は30分程度)

※抽選会に参加できない団体は、3月11日(月)までにその旨を特別事業部に申請し、誓約書・企業協賛に関する誓約書を提出してもらいます。その場合、抽選権は特別事業部に委託したものとします。抽選会は誓約書や企業協賛に関する誓約書の提出も兼ねているため、無断欠席は落選とします。

※抽選会会場は3月11日(月)に抽選参加許可メールでお伝えします。

▽持参物

- ・本募集冊子 P16 に付属している誓約書
- ・本募集冊子 P17 に付属している企業協賛に関する誓約書(企業協賛を希望する団体のみ)
- ・抽選会参加許可メール

※3月11日(月)出展責任者に送信します。

※抽選会会場は抽選会参加許可メールに記載してあります。

§抽選方法§

誓約書の提出を済ませた団体からくじを引いてもらいます。出展場所の番号が書かれた当たりくじと、「キャンセル待ち」と書かれたはずれくじをいれた抽選箱で抽選を行います。「キャンセル待ち」と書かれたくじを引いた場合はキャンセル待ち P11 をご覧ください。

④ テストメールの確認

出展が確定した団体はメーリングリストへ追加させていただきます。抽選会にて登録させて頂くアドレスを確認させていただきます。抽選会で確認させて頂いたアドレスに、3月14日(木)までにテストメールを送るので、必ず確認し、届いた旨を返信してください。もしメールが届かない場合は、3月19日(火)までに特別事業部にご連絡ください。このメーリングリストでガイダンスの詳細内容についての連絡、当日の荒天時の対応の連絡を行います。

⑤ガイダンスへ参加 出席者⇒出展責任者、又は団体責任者

ガイダンスでは、サークルブース出展に関する注意事項や連絡を行います。また、ガイダンスの最後には出展許可証をお渡しします。ガイダンスは大変重要なものなので、必ず出席してください。ガイダンスを無断欠席した場合には、持ち点から3点減点しますのでご了承ください。(持ち点に関しては P.7 をご覧下さい。)

▽日時 3月25日(月) 13:00 より 1時間程度実施

3月26日(火) 13:00より1時間程度実施

▽場所 メールと抽選会にて、お伝えします。

*受付場所が日により異なります。ご注意ください！！

*両日内容は同じです。都合の良い日どちらかにお越しください。

*勧誘に使用するビラをガイダンス時に1枚提出して下さい。

*ガイダンスにやむを得ない事情で参加できない場合は、3月20日(水)までに特別事業部にご連絡下さい。

※両日とも13時までにガイダンス会場へお越し下さい。

3. 出展当日の流れ

① 出展場所の確認

抽選日で確定した場所に行き、出展許可証に書かれたブース番号と、地面にマークされたブース番号と照らし合わせて確認してください。

② ブースの設営

場所を確認したら、長机とパイプ椅子を借りてください。

貸出開始時間は **11:00** です。

貸出備品は、1団体につき**長机1台とパイプ椅子3脚**のみです。

貸出の際には出展許可証と、ブース責任者、ブース副責任者又は団体責任者の学生証を必ず持参してください。

出展責任者、又は団体責任者の学生証は特別事業部で預かり、貸出備品返却時にお返しします。

※貸出備品の貸出場所はガイダンスの際にお知らせします。

※団体が所有している机や椅子などの持ち込み備品に関しては、規定からはみ出さない場合、自由に使用可能とします。

※キャンパス内が混み合う12:00～13:00は事故防止のため備品の貸出しを中止します。

③ 12:00 紹介活動開始

紹介活動は12:00から全団体一斉スタートです。違反行為に対する注意を受けたにも

かかわらず改善が見られない場合は、出展を取り消す場合がありますのでご注意ください。

④ 16:00 出展終了

出展終了時間の 16:00 になったら速やかに撤収してください。貸出備品の返却は 17:00 までをお願いします。返却時には出展許可証が必要です。また、学生証はその所有者であるブース責任者、ブース副責任者又は団体責任者にしかお返しすることができませんのでご注意ください。返却時間は 13:30～17:00 の間となっているので、返却時の混乱を避けるためなど都合によっては、早めに撤収し備品の返却を行うこともできます。

4. ビラ配布について

今年度から 11:30～13:00 の間、OIC カフェテリア及びその周辺、新入生の進行

の妨げになる場所でのビラ配布及びその他勧誘行為を禁止します！！

※サークルブース内でのビラ配布、勧誘活動は可能

また、より多くの新入生に課外自主活動を伝えるべく大学構内での置き配布を実施します。

希望する団体は、抽選会の際にお申し出下さい。応募可能団体は、2019 年度立命館大学学友会所属団体、プロジェクト団体、各学部自治会です。詳細は抽選会及びメールにてお伝えします。

5. 音出しについて

音出しは原則禁止です。ただし、ヘッドホン等の音漏れしない機器を使用し、周囲の迷惑にならない程度のものであれば可能です。なお、不適切な音出しと認められた場合は減点対象ですので、ご注意ください。

※OIC サークルブースには音出し可能時間はありません。終日音出しは禁止です。

6. 禁止事項

全出展団体の持ち点を 5 点とし、違反行為を行うたびに持ち点から減点していきます。持

ち点が0点になった時点で、それ以降の出展を取り消します。以下に記述する行為は違反行為とみなします。なお、点数は翌日に持ち越します。

Ex:初日に2点減点された場合、翌日はの持ち点は3点からのスタートになります。

▽マイナス2点

- ・風紀を乱す行為
- ・備品の不適切な使用
- ・新入生に対する強引な勧誘
- ・ブースの規定範囲から著しくはみ出す
- ・他団体の勧誘の妨げになる行為
- ・出展許可証を提示していない状態での出展

▽マイナス3点

- ・フェス終了時間の30分後までに備品未返却
- ・ブースを無人のまま放置する
- ・ブース区画内への食品の持ち込み及び食事
- ・新入生に対する飲食物の配布
- ・ガイダンスの無断欠席
- ・特別事業部が不適切と判断した物品の持ち込み
- ・不適切な音出し

▽出展取り消し

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・火器などの危険物を取り扱った場合
- ・特定の思想の強要、布教活動
- ・商業活動
- ・反社会的行為
- ・近隣に迷惑をかける行為
- ・特別事業部の指示に従わない場合

※サークルブース実施中に発生した貴重品の盗難などに関しましては、特別事業部は一切責任を負いかねます。

※15分以上の備品の放置を発見した場合は出展責任者又は団体責任者に連絡させていただきますが、その後も改善が見られない場合は本年度さらに次年度の出展を禁止します。

※出展終了後、備品の返却に来ない団体へは翌日からの備品貸出を行いません。必ず返却してください。

7. 企業協賛ガイドライン

▽企業協賛

企業協賛とは、自主課外活動において学外の団体や企業から何らかの協力を仰ぐ行為のことです。しかし自主課外活動は学生主体のものであり、企業の商業活動の場ではありません。自主課外活動の主体性を確保し、また新入生の混乱を防ぐために特別事業部による許可制をとらせていただきます。ご了承ください。

※協賛する企業との間の問題について、特別事業部は一切責任を負いかねます。

▽団体が企業から受けることが出来る協賛

- ・企画におけるパンフレットやビラを作成する際の広告の掲載料をもらうこと
- ・企画における景品などに使う賞品をもらうこと
- ・企画の中で使用する物品を無償で借りる、もらうこと
- ・企画運営のための資金を提供してもらうこと

※ただし上記の協賛が学生の自主性を損なう程度や、学生活動の域を大きく超える規模に達する原因になると特別事業部が判断した場合は認めないこととします。

▽企業が団体に協賛の対価として求めてよいこと

- ・企業名の公表(ポスター、パンフレット、HP や SNS 等における掲載)
- ・企画内での紹介
- ※ただし企業の方が企画に出演する事は禁止
- ・企画内で使用・配布する商品の展示
- ・企画の情宣がメインとなっているビラやフライヤーでの広告掲載
- ・賞品としてのサンプルの配布

▽企業が団体に協賛の対価として求めてはいけないこと

(企画の場合、当日のみでなく事前情宣も含む)

- ・営利目的の商業行為(学内での物品の販売や契約行為など)
- ・企業の方が企画に出演し、企業の宣伝等を行うこと
- ・企業ブースの展開(企業のために構内の一定場所を提供すること)
- ・アンケートを行うこと

※ただし特別事業部が許可し、対象を企画の参加者のみとする場合は認めることがある

- ・求人広告の打ち出し(特定の職種に限らず、一律のものとする)
- ・不動産広告を掲載すること

※ただし企業そのものの情宣は可能とする)

- ・企業の服(制服など)を学生が着てもらうこと

※ただし、企業の服でな・企業広告の許容範囲を超えた広告物(以下参照)

い衣装を借りることは可能とする

- ・その他特別事業部が不適切だと判断したもの

※自団体における企業広告の許容範囲

ポスター・ビラ・貼りビラ	片面ビラ…1/2 未満 両面ビラ…全体の 1/2 未満 (片面全面掲載は不可)
パンフレット	全体の 1/2 未満(表紙自体も 1/2 未満)
ポケットティッシュ	全体の 1/2 未満(ケース全面は不可)
映像	静止画…全体の 1/4 以下 動 画…全体の 1/10 以下
音声	全体の 1/10 以下
上記以外	全体の 1/4 以下

▽その他

- ・配布物やメディア媒体に関しては、特別事業部の許可を得たものに限る。
必ず事前に企業協賛申請書と見本を同時に特別事業部に公表以前に提出、報告すること。
事前に行うビラ等の許可申請の際に、広告量が許可範囲以下であっても営利色が強いと特別事業部が判断した場合は、注意・警告を行うことがある。
- ・企業関係者は原則入構禁止とする。しかし、特別事業部を通して学生オフィスに申請された団体に限り、企業の人による配布も認める。
- ・着ぐるみは、企業協賛の対価として使用する場合のみ不可。団体企画やブースでの置物も同様とする。
- ・企業が作成したビラなどは禁止。ただし、ビラの内容は団体自身で考えたものであれば、印刷業者への発注は認める。
- ・配布物については必ず入稿前もしくは印刷前に特別事業部に報告すること。

※ただし企業協賛を行う場合は、特別事業部への申請が必要です。ブース内での協賛はもちろん、勧誘などのビラも企業広告を掲載する場合、事前に特別事業部まで見本を提出し、許可を得る必要があります。

▽規定違反に対する措置(罰則)

規定の違反を発見し次第、(申請されたものと異なったものを配布している場合も含む)、ビラの配布の中止や企画の中止などの措置をとることがあります。加えて、違反した原因やその経緯などについて事情を聞き、注意を行います。さらに今後同じような事態を招かないよ

うに誓約書を当日中に提出してもらいます。なお、継続もしくは反復して違反行為を行った場合は新歓実行委員会で、新歓期の活動の制限などの厳しい措置をとる場合があります。

事前の申請のない企業協賛に関しては見つけ次第注意、説明し配布などの中止を行ってまいります。

8. ガイダンスの個別対応

3月20日(水)までに特別事業部への申請があり、3月25日(月)・3月26日(火)のガイダンスにやむを得ない理由で来られない団体への対応として、以下の日程で個別対応日を設けております。事前にガイダンス参加が可能な日時を特別事業部までご連絡ください。また、以下の日程で都合の合わない方は3月21日(木)までに特別事業部までご連絡ください。

▽ガイダンスに来られない団体への個別対応日

日時：3月29日(金)

※場所は該当団体に電話等で直接お伝えします。

9. キャンセル待ち

「キャンセル待ち」と書かれたはずれくじには優先順位を表す番号がふつてあります。数字が小さい程、優先度が高いものとして扱います(1が最も優先度が高いものとします)。団体の出展取り下げは原則認めませんが、出展が著しく困難であると特別事業部が判断した場合に限り取り下げを許可します。出展取り下げが行われた場合、3月15日(金)までにその空いた枠を希望するかどうかを電話で伺います。この際、はずれくじ記載の優先順位に従い連絡いたします。(キャンセル待ちの効力は3月15日(金)に消滅します。)

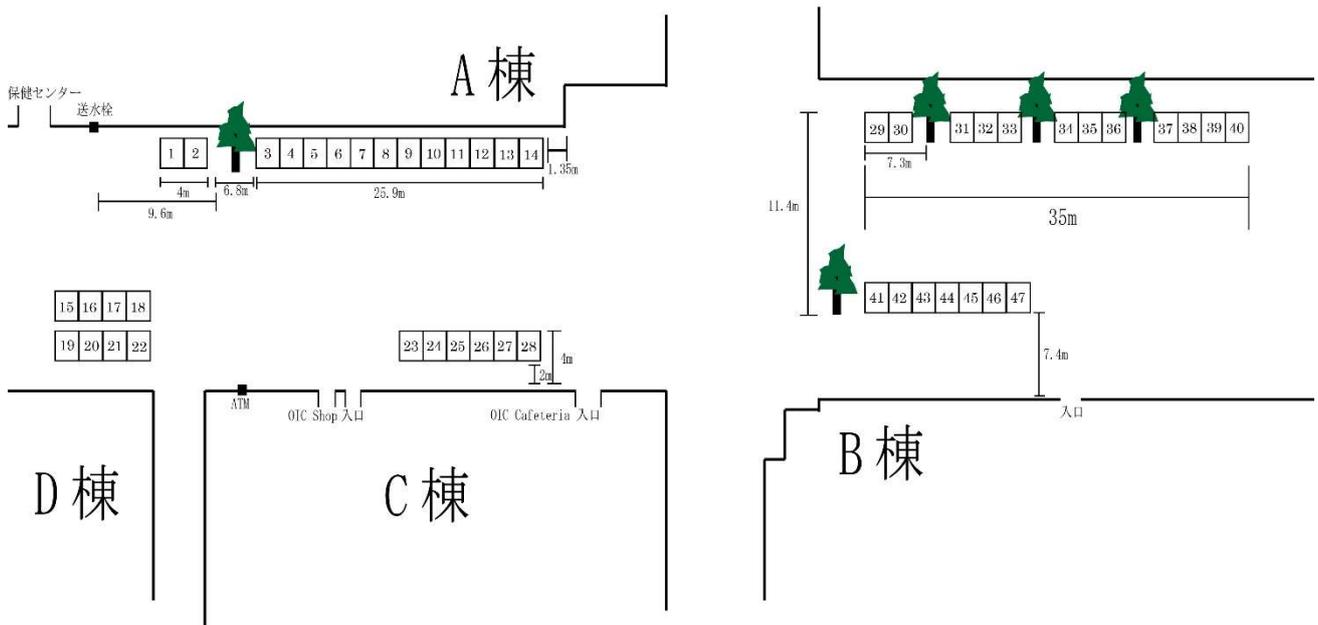
※出展場所を選択していただくことはできません

※一度キャンセル枠を断ればキャンセル待ちの権利は消滅します

10. 出展場所マップ

2019年度新勤期
サークルブース出展MAP
※配置は目安になります

□・・・サークルブース
 2m



※配置図と番号は目安であり、変更される恐れがあります。
 正式な場所はガイダンス時にお知らせします。
 番号は抽選会のあたりくじに記載してある番号です。

11. 受付方法

受付はWEB上でいきますので、ご注意ください。

- ①学友会 HP でサークルブースの募集冊子をダウンロードして下さい。
- ②受付期間中に以下の受付サイトにアクセスして下さい。

URL : <https://pro.form-mailer.jp/fms/6f995a79164461>



- ③受付サイトで必要事項を記入し送信して下さい。
- ④3月11日(月)に抽選会参加許可メールを出展責任者宛に送信致します。
※抽選参加許可メールに抽選会の実施場所を記載するため、必ず確認して下さい。
- ⑤ 抽選会に誓約書、抽選参加許可メール、企業協賛を希望する場合であれば
企業協賛に関する誓約書も参して下さい。

12. 荒天時の対応について

前日までに、雷・豪雨などでブースの出展が困難であると判断し中止とする場合は、メーリングリストを使用し各団体に通達します。当日、特別事業部が大雨により続行不可と判

断した場合には全ブース出展停止とします。少雨の場合は、各団体の判断に委ねます。判断の通達はメーリスや Twitter で行います。雨天中止となった場合でも備品返却は全団体の義務とします。

13. 個人情報に関する規約

(目的)

第 1 条

本規約は、特別事業部(以下、本事業部)が活動上取得する個人情報の保護

(定義)

第 2 条

本規約において個人情報とは、個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、学生証番号などの個人を識別できる情報をいう。

(責務)

第 3 条

本事業部は、個人情報保護に関してこの規約を遵守する責を負う。

(管理責任者)

第 4 条

本事業部における個人情報の取得責任者として、本事業部長を管理責任者に置く。

第 5 条

管理責任者は、本事業部員が本規約を遵守するように指導・監督する。

(安全管理)

第 6 条

本事業部は、第 3 者から個人情報が閲覧されることのないよう厳重に管理する。

(利用目的)

第 7 条

本事業部は、新歓期における企画もしくは計画の立案及び運営を行う上で必要な業務に限って個人情報を利用する。

(廃棄)

第 8 条

本事業部は、前条で定めた全ての業務が終了した後、早急に個人情報を廃棄する。

(第 3 者提供)

第 9 条

本事業部は、個人情報を第 3 者に提供しない。

第 10 条

前条に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、本事業部は個人情報を第 3 者に提供することがある。

- 1.提供者からの承諾を得た場合
- 2.警察や裁判所などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合
- 3.法令に基づく場合

14. 提出書類一覧

※提出する前にご確認ください！！

全団体が必ず提出する書類・・・

▽誓約書 ※捺印必要 2部(原本1部、コピー1部)

企業協賛を行う場合・・・

▽企業協賛に関する誓約書

※捺印必要 2部(原本1部、コピー1部)

立命館大学学友会新歓実行委員会
新歓実行委員長 瀧谷 史玖 様

2019年 月 日()

誓約書

私たちは2019年度ウェルカムフェスティバルにおいて、企画に参加するにあたり、下記の事項を厳守することを誓います。下記の事項に反した場合は、いかなる処罰を受けても異議はありません。

記

- ①企画中において暴力行為、差別的行為、宗教的行為、反社会的行為は行わないこと(*立命館大学新歓実行委員会及び特別事業部に相談の上、許可された企画及びリハーサルを除く)
- ②企画参加中に不可抗力以外の理由で発生した事故に関する責任は団体が負うこと
- ③備品の破損・紛失または施設の破壊をした際には団体の責任において弁償すること
- ④立命館大学新歓実行委員及び特別事業部員、大学関係者からの中止の判断が言い渡された場合には、直ちにその指示に従うこと
- ⑤本冊子に記載された内容を遵守すること
- ⑥新歓実行委員会個人情報に関する規定に同意すること
- ⑦その他、立命館大学新歓実行委員会及び特別事業部の指示に従うこと

以上

正式団体名 : _____

団体責任者名 : _____ (印)

学生証番号 : _____

現住所 : _____

連絡先(携帯電話) : _____

立命館大学学友会新歓実行委員会
新歓実行委員長 瀧谷 史玖 様

2019年 月 日()

企業協賛に関する誓約書

企業協賛ガイドライン及び注意事項に掲載されている事項を守ることを誓います。
違反行為をした場合、企画やビラの配布などを中止する措置をとられても異議を申し立てることはありません。
また、特別事業部の指示に随時従います。

以上

団 体 名 : _____
団体責任者 : _____ (印)
学生証番号 : _____
現 住 所 : _____
連絡先(携帯電話) : _____